

生活困窮者支援に役立つ いろいろな支援メニュー

野洲市役所 市民生活相談課



Copyright©2016M.Utsu

■ おことわり

今回紹介している事例は
野洲市の事例を基に
一部改編しています。

基準額などは
野洲を参考にしていきますので、
各自治体でご確認の上、
ご対応くださいますよう
よろしく申し上げます。

事例

子育て世代の苦悩

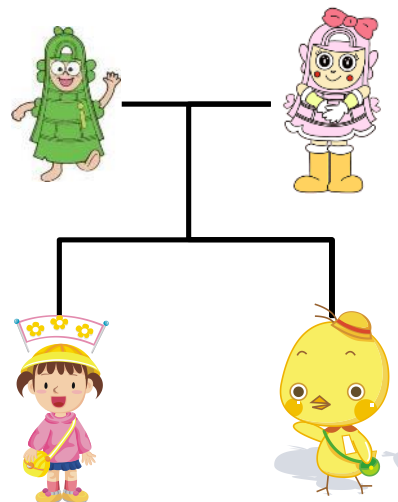
相談内容

●家族構成（フィクション）

- ・夫 40歳
- ・妻 38歳
- ・子ども 2人（小学生）

●生活状況

- ・給料 20万/月
- ・児童手当 1万×2人/月
- ・賃貸住宅（家賃6万円）
- ・借金120万
- ・妻無職



■ 相談内容

- 1年前に転職した夫の会社は給料が少ない上に残業費の支払いもない
- 残業代の支払いを求めたら社長から「辞めろ！」と言われ退職した
- 妻は、半年前に就職したパート先で人間関係のトラブルがあり精神不安定になり退職したが、今もふさぎ込んでいる
- 妻のパート収入がなくなったため生活費が足りない
- 生活費として借りている借金もある

■ Q.課題の整理

- 考えられる課題は何でしょう？
もっと聞き取りをしてみましょう

■ A.課題の整理

- ①失業した
- ②家賃が払えない
- 社会保険がなくなった
- ③健康保険・④国民年金
- ⑤給食費が払えない
- ⑥妻が精神不安定
- ⑦借金がある

■ ①生活費

ブラック企業とは
縁を切ろう！

退職したら、
まずは雇用保険（失業保険）
の手続きを！

■ 対 ブラック企業！

- ・ 労働問題に対応するには？
 - 労働条件に関する相談
 - ・ 労働基準監督署
 - 解雇・雇い止め労働条件の変更などの労働相談
 - ・ 労働局 総合労働相談コーナー
 - 一人一人の労働者と使用者との間の紛争斡旋
 - ・ 県労働委員会
- ・ 法律家（弁護士・司法書士）への相談
 - 法テラス・各会無料相談

Copyright©2016M.Utsu

9

■ 確かめよう 労働条件

労働条件に関する
総合情報サイト

アルバイトの
労働条件を確かめよう



相談機関の
ご紹介



学習コンテンツ
しっかり学ぼう！
働くときの基礎知識



マンガで学ぶ
労働条件



Copyright©2016M.Utsu

10

■ ①生活費：雇用保険－1

- **趣旨**：雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）は、雇用保険の被保険者（雇用保険に加入している労働者）が離職した場合において、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職することができるようにすることを目的とした制度
- **申請窓口**：現在の住所または居所を管轄するハローワーク

11

■ 雇用保険－2（対象者①）

条件1

- ①ハローワークに求職登録を行い
- ②就職しようとする積極的な意思があり
- ③いつでも就職できる能力があるが
- ④職業に就くことができない

⇒失業の状態

12

条件2

⑤離職の日以前2年間に、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある「被保険者期間」が通算して12ヵ月以上あること

※倒産・解雇等により離職した（特定受給資格者）
雇い止めや正当な理由があって自己都合で離職した（特定理由離職者）については、
離職の日以前1年間に、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある「被保険者期間」が通算して6ヵ月以上ある場合でも可

- ・ **給付額**：6ヵ月分の給料÷180日×??%×支給日数
- ・ 基本手当日額は、離職日の直前の6ヵ月の賃金日額（賞与等を除く）の45%～80%です(上限額あり)。 ※40歳20万⇒約13.3万/月
- ・ **支給期間**：

区分		被保険者であった期間					
		1年未満	1年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上	
①特定受給資格者・特定理由離職者(*) (㊟を除く)	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	
	30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日	
	35歳以上45歳未満		150日		240日	270日	
	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
	60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	
②特定受給資格者・特定理由離職者(*)以外の離職者(㊟を除く)	全年齢	—	90日		120日	150日	
③就職困難者	45歳未満	150日	300日				
	45歳以上65歳未満		360日				

■ 雇用保険の受給の流れ（自己都合）



Copyright©2016M.Utsu

17

■ 雇用保険の受給の流れ（解雇等）



Copyright©2016M.Utsu

18

■雇用保険受給者（公共職業訓練制度）

●公共職業訓練とは？

ハローワークで求職を申し込みした人を対象に、再就職を支援することを目的として設置されたもの。受講料は無料。

●メリット

- ①給付制限が解除される
- ②訓練終了まで基本手当が支給される

●申込先：ハローワーク

19

■雇用保険を受給できない人（求職者支援訓練）

●職業訓練受講給付金とは？

雇用保険を受給できない求職者で、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練の期間中給付金を受け取ることができる制度。

●支給期間：職業訓練を受講している間

支給額：手当金10万円・通所手当

●申込先：ハローワーク

20

■ ハロートレーニング～急がば学べ！

政府の動きや政府の重要政策を動画で紹介します。
政府インターネットテレビ TOPへ戻る

動画をご覧になるには よくある質問 English

番組検索 検索

カテゴリから選ぶ

徳光・木佐の知りたいニッポン～急がば学べ！ 就職やスキルアップに「ハロートレーニング」 23ch 徳光&木佐の知りたいニッポン！

字幕オフ

番組一覧

- “サムライ”藤岡弘、がゆく「水害から命を守る 水防」
- 徳光・木佐の知りたいニッポン！～熱中症の正しい知識と予防・対処法を知ろう
- 徳光・木佐の知りたいニッポン～PKOは笑顔の架橋 25年の軌跡（19分23秒）

あ 連 R 録 目 ？ 言語

Copyright©2016M.Utsu

21

■ 雇用保険の適用拡大等について

平成29年1月1日より

- ① 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険が適用される。
- ② 65歳以上でも「介護休業給付」「教育訓練給付」の対象となる。

22

障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象

障害者

身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者 (法第2条第1号)

身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表(※1)に掲げる障害があるもの (法第2条第2号)

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令(※2)で定めるもの (法第2条第4号)
 ※知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令(※3)で定めるもの (法第2条第6号)
 ※次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者保健福祉手帳所持者

- ①統合失調症
 - ②そううつ病(そう病・うつ病を含む)
 - ③てんかん
- ※①～③の手帳所持者を除く。

その他障害者

左記に該当しない

- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者等

雇用義務の対象

事業主は、…その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率(※4)を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。 (法第43条第1項)

※H30.4からは精神障害者も雇用義務の対象に

実雇用率算定の対象

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項(第43条第1項)の規定の適用については、…当該事業主が…当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。 (法第71条第1項)

※当該規定における「精神障害者」は、法第69条の規定により「精神障害者保健福祉手帳所持者」に限定している。



平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。



住まいの確保

家賃の支払いが気になる 住居確保給付金で住まいを確保！



住居確保給付金一概要

- **趣旨**：離職によって住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、野洲市市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を条件に賃貸住宅の家賃相当分を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- **申請窓口**：現在の住所（住居がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する地方自治体の自立相談支援機関
- **支給額**：家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額）
※家賃額及び支給額の上限：単身35,000円 2人 42,000円 3人 46,000円等
- **支給期間**：3ヶ月間（一定の条件により9ヶ月まで延長）
- **支給方法**：大家等へ代理納付

■ 住居確保給付金一対象者①

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含まれます。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含みます）。

※基準額：市町村民税非課税限度額 ÷ 12

※家賃額の上限：生活保護の住宅扶助（7月に改正されました！）

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額（万円）
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円

■ 住居確保給付金一対象者②

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

※基準額 × 6

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84.6万円
4人	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

■ 住居確保給付金 早見表（2015.6.1から）

・ 支給額＝家賃額－（世帯収入額－基準額）

（生活保護の住宅扶助基準額が上限）

（均等割非課税限度額の1/12）

世帯人数	所得限度額 (非課税)	収入限度額 (A)	基準額 (A)÷12 (切り上げ)	家賃 住宅扶助 限度額	合計	預貯金 基準額 ×6
1人	280,000	930,000	78,000 (77,500)	35,000	113,000	468,000
2人	728,000	1,378,000	115,000 (114,830)	42,000	157,000	690,000
3人	1,008,000	1,684,000 未滿	141,000 (140,300)	46,000	187,000	846,000
4人	1,288,000	2,100,000 未滿	175,000 (175,000)	46,000	221,000	1,000,000 (1,050,000)

Copyright©2016M.Utsu

■ 例：住居確保給付金－計算

- ・ 世帯人員：4人世帯
- ・ 家賃：6万円（共益費2千円 駐車場3千円 含む）
- ・ 世帯収入：雇用保険13.3万円 ＋ 児童手当2万円
- ・ 預貯金：なし

◎基準額：17.5万円

◎支給額 ＝ 家賃額 － （世帯収入額－基準額）

（生活保護の住宅扶助基準額が上限）

（均等割非課税限度額の1/12）

4.6万円 － （15.3万円 － 17.5万円）

4.6万円支給！

■ 住居確保給付金の求職活動要件

支給期間中は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用、市民生活相談課（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

- ◎ 公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）
- ◎ 自立相談支援機関での面接（毎月4回以上）
- ◎ 求人先への応募など（週1回以上）

※誠実かつ熱心に常用就職を目指し、求職活動を行っているが常用就職できない場合は3ヶ月ごとに最長9か月まで延長することができます。

■ 住居確保給付金（その他）

☆住居確保給付金対象者は、原則、総合支援資金貸付を併用できます

※ただし、他の公的給付・貸付を受けることができる場合は利用はできません

◎住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住居確保給付金を併用する必要があります

■ ③健康保険

失業したら、無保険状態ではダメ！
国民健康保険への加入手続きを。
でも、費用負担が心配。
失業理由で減額されるケースも！！

33

■ ③健康保険税（料）・・・国民健康保険法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

34

③非自発的失業者の国民健康保険料（税）を軽減

・対象者

特定受給資格者、特定理由離職者

離職の翌日から翌年度末までの期間失業等給付を受ける方

	離職理由コード					
	特定受給資格者	11	12	21	22	31
特定理由離職者	23	33	34			

・軽減額

前年の給与所得を30/100とみなして算定

・軽減期間

離職の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間（最長2年間）

35

参考：雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇（コード50の重責解雇を除く）
	12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
	22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
	33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12ヶ月以上の場合）
	34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合）

■ 国民健康保険税の税率（平成30年度）

医療保険分

所得割	基準所得金額 × 6.93%
均等割	被保険者（加入者）1人につき28,129円
平等割	1世帯につき21,650円

後期高齢者支援金分

所得割	基準所得金額 × 2.32%
均等割	被保険者（加入者）1人につき9,768円
平等割	1世帯につき7,518円

介護保険分（40歳以上65歳未満の方）

所得割	基準所得金額 × 1.99%
均等割	被保険者（加入者）1人につき10,563円
平等割	1世帯につき4,972円

※基準総所得金額
前年中の総所得金額、
分離短期譲渡所得、
分離長期譲渡所得、
山林所得、株式等に係
る譲渡所得の合計から
基礎控除額33万円のみ
を差し引いた額です。

※収入が未申告なら、
それぞれの均等割、
平等割を課税します。

■ 所得の少ない方への国保料（税）の軽減措置（30年度）

- ・ 所得に応じて軽減措置（7・5・2割軽減）
- ・ 無収入等の場合でも、必ず確定申告書または市・県民税申告書を提出することが大事
- ・ **何も出さないと、軽減対象の所得範囲であっても軽減が受けられない**

※均等割・平等割が軽減されます

減額割合	対象者の要件
7割	世帯全体の総所得の合計が33万円以下であること
5割	33万円＋{被保険者の数＋特定同一世帯被保険者}×27.5万円以下であること
2割	33万円＋{被保険者の数＋特定同一世帯被保険者}×50万円以下であること

正しい収入申告をすると

- 5080事例
 - 母 80歳 遺族年金100万円、老齢年金80万円
 - 息子 50歳 10年間無職
- 父が5年前に死亡
- 国民健康保険税(年10万円)が滞納
- 差し押さえ予告が届き相談に

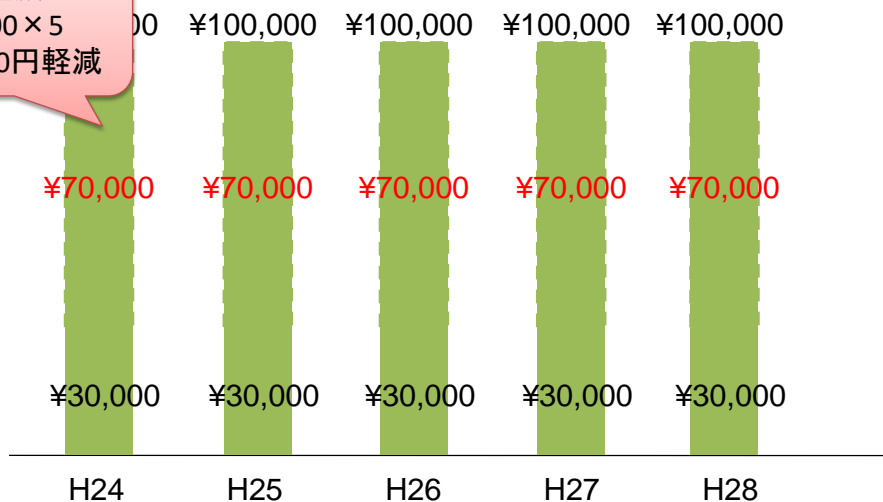
Copyright©2016M.Utsu



市役所へ収入申告すると 国民健康保険税編

無収入の
申告をした！

7割軽減
 $¥70,000 \times 5$
= 350,000円軽減



¥350,000軽減！





④国民年金

いざという時の保険のために
国民年金の手続きを
収入に応じて減免も！

41



④国民年金 減免・免除制度

- 所得が少ないなど、保険料を納める事が困難な場合本人の申請手続きにより保険料納付を免除
- 保険料の納付 ⇒ 「全額・一部納付（免除）」
- 退職（失業）による特例免除制度
 - ①保険料を一部納付したのと同じ！
 - ②万が一の際にも確かな保障！
 - ③本人所得を除外して審査！
- 申請する年度又は前年度において退職（失業）の事実がある場合（本人・配偶者・世帯主）が対象

◎未納があれば障害年金が受け取れない！？

42

これだけは知ってほしい

国民年金の 免除制度

年金は、日本を支えている皆さんの生活を守る大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。その中の一つとして、低所得などの一定条件を満たす方々への救済措置として保険料の「免除制度」「納付猶予制度」があります。



全額免除制度

保険料を納めなくても、年金受給資格と1/2の年金額が保障されます

※平成21年3月までは1/3の年金額が保障されました



退職特例制度

失業を理由として「免除制度」「納付猶予制度」の申請ができます

※配偶者・児童も特例している場合、配偶者・世帯主の所得も勘弁されます
※配偶者・世帯主に一定以上の所得がある場合は、適用されないこともあります



一部免除制度

保険料の一部納付で、年金受給資格とそれに応じた年金額が保障されます



若年者納付猶予制度

30歳未満(学生以外)で前年所得が一定以下の場合、年金受給資格が保障されます

※配偶者がいる場合は、配偶者の所得も審査対象となります



学生納付特例制度

在学中で前年所得が一定以下の場合、年金受給資格が保障されます

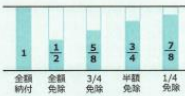


「納付」「免除」「猶予」「未納」はこんなに違います！

免除の期間は、全額納付した場合と比べ、下図のとおり受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

※納付猶予の期間は老齢基礎年金額に反映されません。

・3/4、半額、1/4免除は、減額された保険料を納めなければ、年金額に反映されません。



免除を受けた期間は10年以内であれば追納が可能です。追納することで、老齢基礎年金の減額がなくなります。(追納時は加算金が上乗せされます)

免除制度には申請が必要です。まずはご相談ください。



免除制度について詳しくは
日本年金機構ホームページをご覧ください

国民年金

検索

日本年金機構
Japan Pension Service

43

必要な年金期間が10年に短縮されます。

●平成29年8月1日時点で、資格期間が25年から10年に短縮されます。

⇒年金請求書、年金請求手続きのご案内
日本年金機構から順次発送。

【ねんきんダイヤル】

0570-05-1165

*全ての加入期間が第1号被保険者

(学生、無職、自営業者の家族)は市町村へ

障害年金に詳しい社会保険労務士さんと仲良くなろう

- ・ 眼や耳、手足などの障害がある
- ・ うつなどの精神疾患で働けない
- ・ 発達障害などがあり家から出られない
- ・ ペースメーカー、人工関節・膀胱・肛門
- ・ がんや糖尿病、人工透析などで長期療養中

いずれの場合も障害年金が
受給できるかもしれません


■ 社会保険労務士との連携事例

◆大腸がん（ステージ4）により貯蓄を切り崩して何とか生活をしている方からの相談
（40代男性、独居）

【相談時の状況及び主訴】

- ストマ造設術後、障害厚生年金3級を受給。
- 抗がん剤の副作用により手足の感覚がなくなり、生活全般に支障が生じる。
- がん患者支援のイベント（相談会）に参加し、社会保険労務士に等級変更を勧められ、自分で手続きをしたが結果は却下。
- このままでは貯蓄が底を突いてしまうことから、自立相談支援機関へ。ただし、生活保護受給は望まない。

◎自立相談支援機関として、どういう支援方法が考えられますか？

障害年金ガイド 

障害年金ガイド
平成28年度版

障害年金とは	1
受給要件	1
請求時期	4
障害年金・障害手当金の額	5
障害年金に該当する状態	7
Q&A	8
手続き	10
お問い合わせ先	11

お問い合わせ先


ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。障害年金の一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルもご利用いただけます。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- 「ねんきんネット」では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
- このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをいただく必要があります。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

 **0570-05-1165**
050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
領土 領日 午前8:30～午後4:00

＊月曜日が祝日の場合は、要領所に午後7:00まで相談をお受けします。
＊祝日(領土 領日)を除く、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全額ご請求となります。市内連絡料金をご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号をおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外番号をつけて間違い電話となるケースが発生してしまいますので、おかけ間違いのないようにご注意ください。
- 月曜日が平日明けや、お休みの平日に予定されていた休演（5日間程度）は、電話がつながりにくくなっております。通の集または月の集またはつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（ご家族等）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

-11- 1061 1028 009



■ ⑤子どもの学費

子どもの給食費などの学費
について収入に応じて
就学援助が使えます

49

■ ⑤就学援助ー 1

1. 就学援助制度の概要

学校教育法では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」（同法第19条）とされています。

2. 就学援助の対象者

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

(2) 準要保護者

市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。（野洲：生活保護×1.2）

50

3. 補助対象品目（要保護者）

- ・学用品費
- ・体育実技用具費
- ・新入学児童生徒学用品費等
- ・通学用品費
- ・通学費
- ・修学旅行費
- ・校外活動費
- ・クラブ活動費
- ・生徒会費
- ・PTA会費
- ・医療費
- ・学校給食費

4. 申請先

申請書を小・中学校に提出



■ ⑥妻の医療費

精神関係の受診は自立支援医療
で上限設定ができるかも？
医療費の心配よりもまず受診！

53

■ ⑥心身の健康・・・医療費の自己負担の軽減

- 眠れない、食べれない、やる気が出ない
⇒ “うつ” かもしれません。
- 医療費が心配で受診出来ない
⇒ **自立支援医療制度**
- 1割負担、上限額あり（世帯収入要件有）
⇒ **＋福祉医療費助成制度**で無料
（※障害者手帳があれば）

自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

- ① 自己負担については、1割の定率負担。
- ② 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定。
- ③ 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。



⑦借金の整理

解決しない借金はありません！
まずは、法律家に相談をして
落ち着いて整理をしましょう。

57

■【参考】総合支援資金貸付・緊急小口支援貸付

お金を借りるしかない時は、
こんな方法も。
サラ金で借りるよりもコチラ！

**社会福祉協議会が実施する
貸付制度**

■ 総合支援資金貸付－1

- **趣旨**：失業などにより日常生活全般に困難がある人を対象として、生活の立て直しや経済的自立を支援する制度
- **申請窓口**：現在の住所（住居がない場合は住居確保給付金による入居予定住所）を管轄する市町村の社会福祉協議会

59

■ 総合支援資金貸付－2（対象者）

- **対象者**：生活の立て直しの為に継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費や一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれ、次の要件のいずれにも該当する方

60

■ 総合支援資金貸付一3（対象者）

①低所得者世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮している

※低所得：市町村民税非課税程度。現に同等程度の収入しかない場合を含む

②公的な書類などで本人確認が取れる

③現に住居を有している、または住居確保給付金の申請を行い、住居確保が確実に見込まれる

61

■ 総合支援資金貸付一4（対象者）

④社協と関係機関から、継続的な支援（就労支援、家計指導ほか）を受けることに同意
※HWへの登録・相談等

⑤実施主体の社協が貸付および支援を行うことで、自立した生活を営むことが可能となり、償還（返済）を見込める

⑥他の公的給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない

⑦本人および世帯員が暴力団員でない

62

■ 総合支援資金貸付—5（その他）

☆住居確保給付金対象者は、原則、総合支援資金貸付を併用できます

※ただし、他の公的給付・貸付を受けることができる場合は利用はできません

◎住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住居確保給付金を併用する必要があります

63

■ 総合支援資金貸付—6（貸付費目・貸付額等）

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯 :月15万円以内 ※貸付期間：最長12ヵ月
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの	60万円以内

64

■ 総合支援資金貸付一7（注意点）

- **注意点**：債務の返済は対象外
 - 住居確保給付金が支給される場合、生活支援費に家賃相当額は含まれない
 - 原則連帯保証人が必要
 - （保証人あり⇒無利子 なし⇒年1.5%）
 - 据置期間：最終貸付日から6ヵ月以内
 - 償還（返済）期間：据置後10年以内

65

■ 総合支援資金貸付一8（注意点）

Q 債務を有する者について貸し付けることは可能か。

A 債務を有する者が借入を希望する場合は、機械的に対象外と判断するのではなく、例えば、家計相談支援機関とともに専門機関による支援が行われている場合などにおいては、これらの機関と連携して、貸付の可能性について検討し、必要な者に必要な貸付が行えるようにすることが重要。

Q 債務者が債務整理を行う場合の費用は貸付対象になるのか。

A 特に家計相談支援機関及び専門機関と連携を図り、自己破産によらない方法（任意整理、特定調停）で債務整理と行う場合であって、貸付金の償還が見込める場合には貸付を行って差し支えない。

なお、自己破産による場合の裁判所への予納金については、償還の可能性は皆無のため、貸付の対象とならない。

■ ◎緊急小口資金－1（生活福祉資金）

- **趣旨**：緊急的一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯の方を対象に少額の資金の貸付を行う
- **申請窓口**：現在の住所を管轄する市町村の社会福祉協議会

■ ◎緊急小口資金－2（対象者）

- **対象者**：以下の理由で生計維持が困難となった低所得世帯
 - (1) 医療又は介護費の支払
 - (2) 火災等の被災
 - (3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費
 - (4) 会社からの解雇、休業等による収入減
 - (5) 滞納税金、国保、年金、公共料金の支払による支出増
 - (6) 困窮制度等による継続的な支援を受けるための経費
 - (7) 給与等の盗難
 - (8) その他これらと同等のやむを得ない事由

■ ◎緊急小口資金一3（貸付額等）

- 貸付限度額：10万円以内
- 貸付利子：無利子
- 据置期間：2か月以内
- 償還期間：12か月以内
- 連帯保証人：不要

69

■ ◎緊急小口資金一4（必要書類等）

- 生活福祉資金（緊急小口資金）借入申込書
- 緊急小口資金借用書
- 住民票または、国民健康保険証（どちらも世帯全員分）
- 顔写真付き身分証明書（運転免許証、住基カード）
- 直近3か月の収入がわかるもの（給与明細等）
- 印鑑登録証明書
- 貸付金振込先口座の通帳
- 申込理由の分かるもの（理由により異なる）

70

■ 活用した制度の整理

①失業した 生活費 → 労働相談・雇用保険

②家賃が払えない → 住居確保給付金

社会保険がなくなった

③健康保険 → 国民健康保険の軽減

④国民年金 → 減免

⑤給食費が払えない 学費 → 就学援助制度

⑥妻が精神不安定 医療費 → 自立支援医療制度

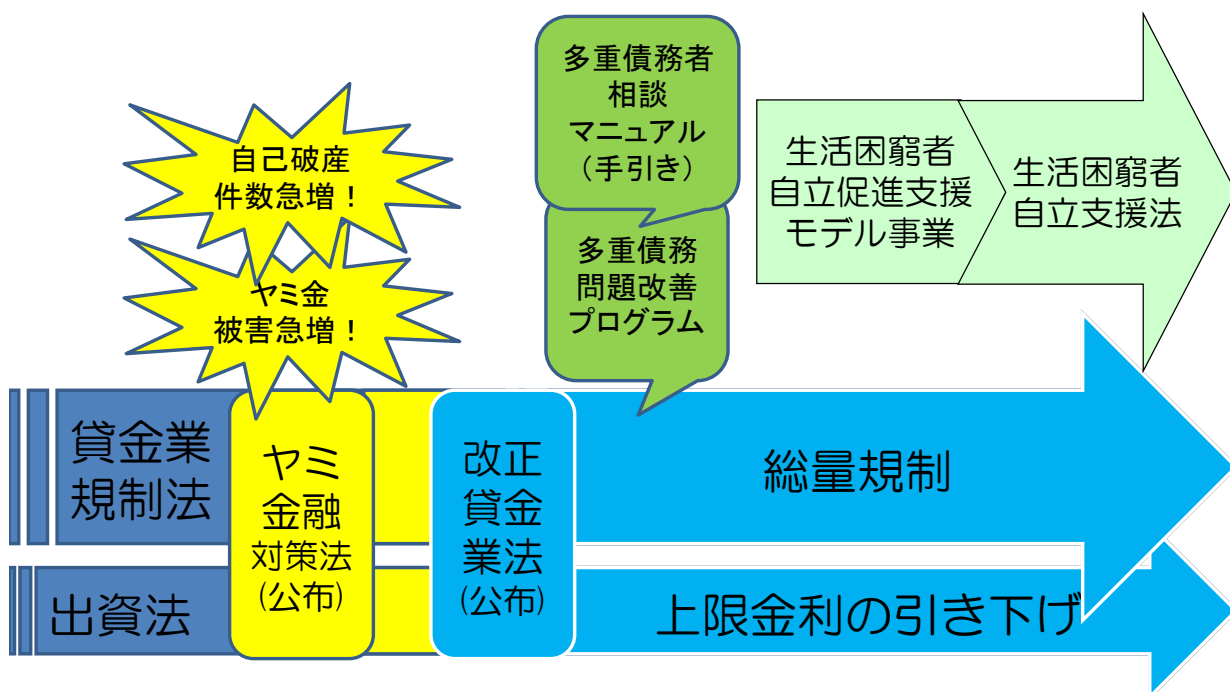
⑦借金がある → 債務整理



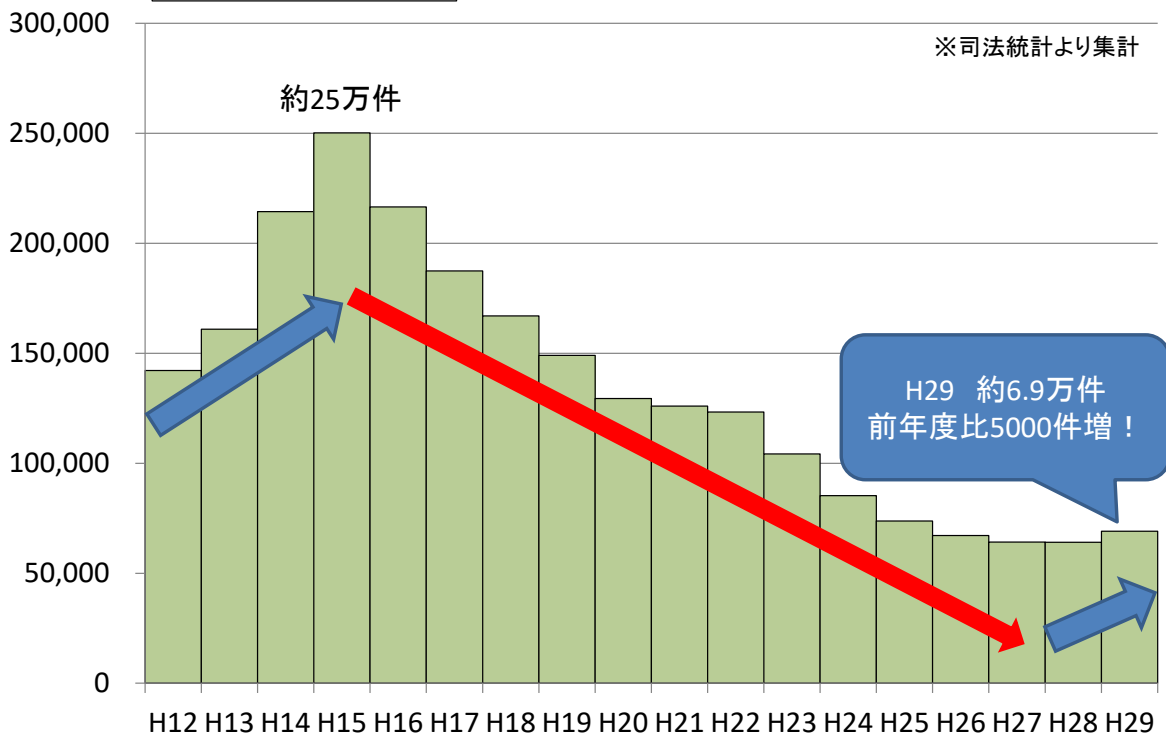
多重債務対策のあれこれ

野洲市役所市民生活相談課

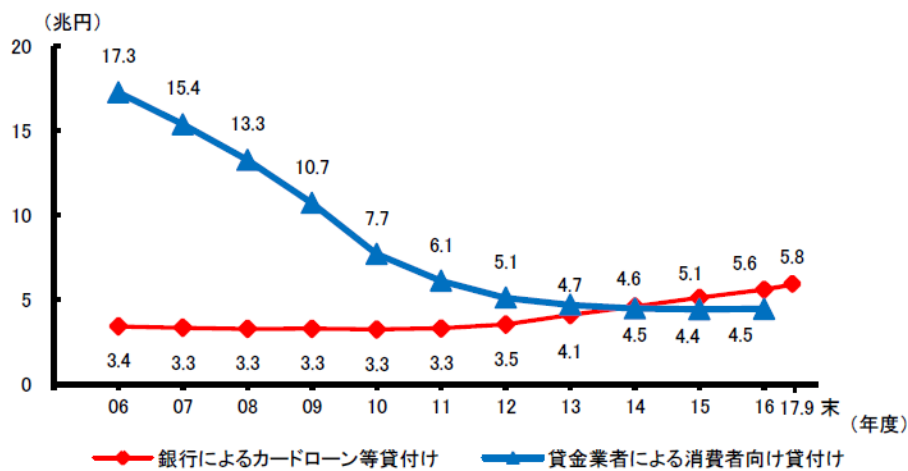
多重債務関連の流れ



自己破産件数の推移



図表1 国内銀行によるカードローン等残高と貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。
 (資料)貸金業関係資料集(金融庁)及び日本銀行資料より、金融庁作成

ヤミ金

- ヤミ金は犯罪です
- 当時の警察は民事不介入
「借りたものの責任」
- 被害がどんどん拡大、増えていく...

登録貸金業者を確認しよう(金融庁)

- 登録のある貸金業者
か確認ができます
- <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

※貸金業協会からも
リンクしてます

登録貸金業者情報検索入力ページ

入力欄に検索したい言葉を入力して検索開始ボタンを押してください。一部の項目でも検索は可能です。

[ご利用上の注意](#)はこちら

項目	入力欄	
登録番号	第[]号	説明
所在地	第一候補: (未選択) ▾	説明
	第二候補: (未選択) ▾	
	第三候補: (未選択) ▾	
商号・名称		説明
代表者名(漢字・カタカナ) 記入例: 貸金 太郎		説明
電話番号(半角) 記入例: 0312345678		説明

検索開始

上記以外の項目で検索したい場合は「詳細検索へ」ボタンを押してください
※画面を変更すると上記で入力したものはクリアされます

詳細検索へ

八尾市ヤミ金被害事件(平成15年6月14日)

- 高齢者3人がヤミ金のひどい取り立てにあい、踏切に飛び込み自殺
- 「借金自己責任!」「民事不介入」と言っていた警察が動く
- 平成15年7月25日ヤミ金融対策法が成立、翌年1月から施行

**現場の事実を知ること
世の中の意識が変わり法律が変わる
知ったものの責任伝えることの大事さ**

ヤミ金融対策法 (貸金業規制法及び出資法の一部改正法 H15成立)

- 1、貸金業の登録審査の強化、登録要件の厳格化等
- 2、無登録業者に対する規制強化
- 3、広告・勧誘行為に関する規制の強化
- 4、取立行為等に対する規制の強化
- 5、貸金業務取扱主任者制度の創設
- 6、罰則の大幅な引上げ
- 7、高金利を定めた貸付契約の無効

貸金業を営む者が、年109.5%を超える利息の貸付契約をしたときは、当該貸付契約は無効となります。この場合、利息は一切支払う必要はありません。

最高裁判所判決
(平成20年6月10日)
著しい高利
(年利数百%~数千)
元金の返還も不要

ヤミ金対策 警察編

- 警察はヤミ金業者に対し…

- ① **携帯電話契約者確認要求**
(携帯電話不正利用防止法による利用停止)
- ② **金融機関の口座凍結**
- ③ **電話警告**

債務整理 解決できない借金はない！

- ① **任意整理**
- ② **特定調停**
- ③ **個人再生**
- ④ **自己破産**

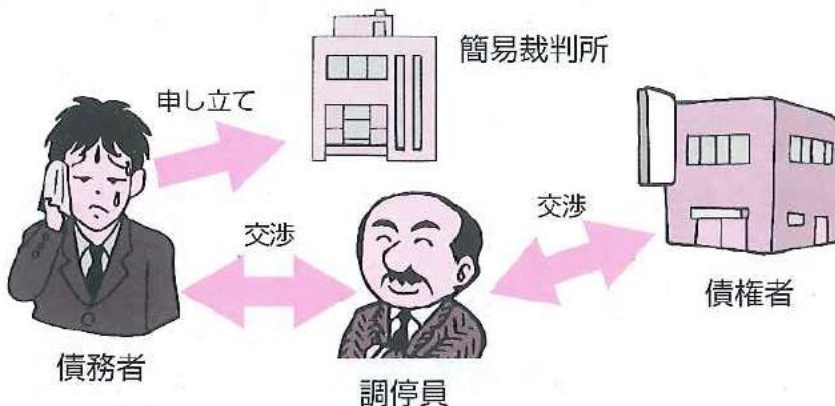
任意整理

債務者の収入や支払い能力に応じて業者と返済方法を話し合います。個人で交渉するのは難しいので、通常は弁護士や司法書士に依頼します。利息制限法に基づいて計算し直すと、借金が減額になったり、払い過ぎたお金が戻ってくることがあります。



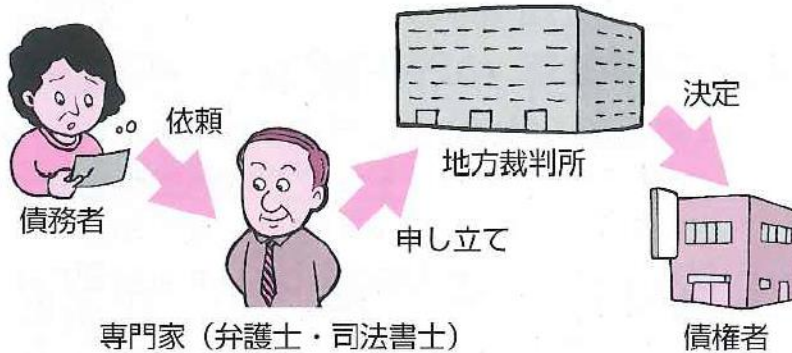
特定調停

簡易裁判所を利用した方法。調停委員が返済方法などの斡旋をしてくれます。法律家に依頼しなくても自分で申立てができるので、費用が数千円程度と安く済みます。ただ、返済計画を守らなければ、財産の差し押さえなどを受けます。



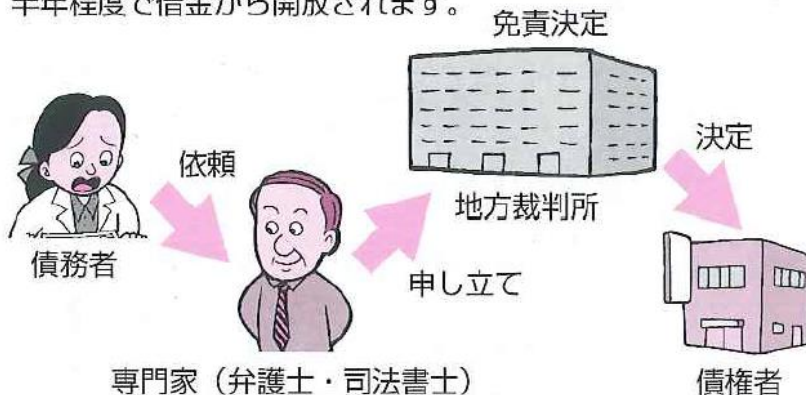
個人民事再生法

今後の安定した収入が見込める人を対象に、自己破産せずに生活を再建する方法。地方裁判所に申し立てをして、借金の一部を3～5年程度で支払うことを条件に、残りのお金を免除してもらいます。借金の大幅な減額が可能で、住宅を失わずに債務整理をすることも可能です。



自己破産

多額の借金を抱えた人の最後の救済手段。地方裁判所に申し立てをして、資産をお金に換えて借金を返し、それでも残った分については全額免除（免責）してもらいます。借金の原因がギャンブルなどでなければ、裁判所に免責が認められ、半年程度で借金から開放されます。



債務整理：受任の流れ

①相談者と面談
「えっ！ドウタクくんだったの？」

②相談者から受任
「結構、払ってるね。引き受けるよ！」

③業者へ受任通知を送付
「私が引き受けました。」

④業者と交渉
「取引履歴を送ってね。」



法律家に相談するお金がない！？

- 民事法律扶助制度
 - 収入に応じて法テラスが法律家の費用を立替え

基準 A

収入等が一定額以下であること

法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の現年度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。





新たな出張法律相談がはじまりました

(総合法律支援法の改正により特定援助対象者法律相談援助制度ができました)

対象者は？

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに
自ら法的支援を求めることができないと思われる方

認知機能が十分でない方には、近隣に親戚がない等の理由で、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。このような方に対し、支援者の方から法テラスにご連絡いただくことにより、弁護士や司法書士が支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。



出張相談の特徴

- 1 資力（収入・預貯金）に関わらずご利用できます。
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,400円をご負担いただきます。
- 2 ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。
- 3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

法テラスパンフレット

法律問題Q&A

それぞれの法律問題について、「よくある質問と答え」をご紹介します。

離婚	相続問題	労働問題	建物賃貸借問題	近隣トラブル
<p>離婚問題Q&A</p>	<p>相続問題Q&A</p>	<p>労働問題Q&A</p>	<p>建物賃貸借問題Q&A</p>	<p>近隣トラブルQ&A</p>
<p>多重債務問題</p>	<p>成年後見問題</p>	<p>身近なトラブル</p>	<p>消費者トラブル</p>	

■ 最後に

- 課題を見つけましょう
- 支援プランを組み立てましょう
- フィードバックを必ずしましょう

相談者とずっと寄り添っていきましょう！

91

■ おわり

野洲市役所 市民部
市民生活相談課
消費生活センター
やすワーク

でんわ 077-587-6063

FAX 077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp